

町内合併によるチーム編成について

市民体育大会での出場資格は、開催要項に定められているように同じ町内の者と限られています。市民体育大会の出場をかけた校区予選についても同様です。ただ、少子化等の諸問題により町内単独でチーム編成をすることが困難な場合の救済策として各競技の試合規程において町内合併を認めています。

町内合併したチームで、出場する場合は、「町内合併報告書」の提出が必要です。

〔 提出期限 〕 校区予選の実施前まで ※ 最終締切は 7月25日（金）

種目		校区予選	書類の提出
小学生	陸上競技少年少女 小学女子ミニバスケットボール	実施する	必要
		実施しない	必要(要名簿添付)
	小学男子ソフトボール	編成が困難な場合は、校区選抜でよい (書類の提出不要)	

種目		校区予選	書類の提出
一般	一般男子ソフトボール 女子バレーボール ソフトバレーボール	実施する	必要
		実施しない	必要(要名簿添付)
	グラウンド・ゴルフ 玉入れ	校区選抜チームとする(書類の提出不要)	

【 以前にあった質問 】

町内合併はせずに町内チームが出場するが、校区予選を実施しない場合は、町内合併報告書の提出は必要か。→ 町内合併をしないため、町内合併報告書の提出は不要です。